

《職種》市民運動公園テニスコート業務

(職員数 パート職員4名 : 男性1名、女性3名)

(1)勤務地

- ・ 日立市市民運動公園 (日立市東成沢町2-15-1)
運動公園テニスコート (野球場脇) 電話35-7130

(2)雇用期間

- ・ 令和3年4月1日～令和4年3月31日 (1年間)
※勤務状況により1年単位での継続あり

(3)職務内容

- ・ テニスコートの使用受付及び使用料の徴収に関すること
- ・ テニスコートの貸出しに関すること
- ・ テニスコートの維持管理に関すること

(4)勤務形態

- ・ 勤務日数 … 次のとおり (月間15日程度)
3勤3休
- ・ 勤務時間 … 次のとおり
14:45～21:15 … 6時間 (うち休憩時間30分)
- ・ その他 … 体育協会の事業のなかで、上記以外に勤務を要する場合あり

(5)賃金等

- ・ 時給制 (880円)
- ・ 所定の勤務時間以外の勤務 (勤務を要する日) は時給に100分の125を加算した割合とする。
- ・ 所定の勤務時間以外の勤務 (勤務を要しない日) は時給に100分の135を加算した割合とする。
- ・ 交通費月額2,000円 (通勤距離が片道2kmを超える場合)

(6)福利厚生関係

- ・ 年次休暇を付与 (※雇入開始から6か月経過後)
- ・ 労災保険の被保険者とする (社会保険、雇用保険の被保険者とはしない)

(7)必要な経験等

- ・ Word、Excel基本操作
- ・ インターネット基本操作 (いばらき公共施設予約システムでの予約管理)

以 上